

# 自治基本条例等検討委員会（第1回）

日時 平成21年7月17日（金）

午後2時から

場所 区役所11階 第四委員会室

## 次 第

---

### 委嘱状伝達式

- 1 開 会
- 2 委嘱状伝達
- 3 区長あいさつ

### 第1回検討委員会

- 1 委員の紹介
- 2 会長・会長代理選出及びあいさつ
- 3 諮 問
- 4 講演：自治基本条例について  
自治基本条例の背景と意義について 西尾 隆
- 5 検討委員会の運営と今後の進め方について
- 6 参加と協働のまちづくりを進めていくための条例等について

#### 【配布資料一覧】

- (1) 自治基本条例等検討委員会名簿（資料1）
- (2) 自治基本条例等検討委員会設置要綱（資料2）
- (3) 自治基本条例等検討委員会傍聴規程(案)（資料3）
- (4) 自治基本条例等検討委員会スケジュール(案)(資料4)
- (5) 参加と協働のまちづくりを進めていくための条例等について（資料5）
- (6) 板橋区の条例等（参考資料1）
- (7) 他自治体の条例等（参考資料2）

## 自治基本条例等検討委員会名簿

(委員)

氏 名	役 職 等
西 尾 隆	国際基督教大学教養学部長
原 田 晃 樹	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
鈴 木 孝 雄	板橋区町会連合会会長
吉 川 宏	社団法人板橋産業連合会会長
原 田 曠 暉	板橋区商店街連合会会長
佐々木としたか	板橋区議会自由民主党議員団
松岡 しげゆき	板橋区議会公明党
佐藤 としのぶ	民主党・市民クラブ
松 崎 いたる	日本共産党板橋区議会議員団
松 村 良 子	区民公募委員
若 菜 美智子	区民公募委員
安 井 賢 光	板橋区副区長

(幹事)

橋 本 正 彦	板橋区政策経営部長
菊 地 裕 之	板橋区総務部長
岩 崎 道 博	板橋区議会事務局長

自治基本条例等検討委員会設置要綱

平成 21 年 5 月 29 日区長決定

( 設置 )

第 1 条 板橋区における「自治力UP」を推進する観点から、自治基本条例等について、その制定の必要性の有無を含めて多角的な視点から検討するため、自治基本条例等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

( 検討・調査事項 )

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討・調査を行うものとする。

- (1) 自治基本条例等制定の必要性
- (2) 自治基本条例を制定する場合における基本的な考え方や制定の方法
- (3) その他、区民の参加と協働を進める条例や宣言・憲章

( 構成 )

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 12 人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関連団体の代表
- (3) 区民公募委員
- (4) 区議会議員
- (5) 区職員
- (6) その他区長が適当と認めた者

( 委員の任期 )

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

( 会長及び権限 )

第 5 条 委員会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会の会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 幹事 )

第 7 条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け委員を補佐する。

( 専門部会の設置 )

第 8 条 委員会は、特定の課題を専門的に検討・調査するために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が任命する委員で構成し、委員の任期は、任命の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

( 庶務 )

第 9 条 委員会及び専門部会の庶務は、政策経営部政策企画課が処理する。

( 委任 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、政策経営部長が定める。

付則

この要綱は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

## 自治基本条例等検討委員会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、自治基本条例等検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（委員会の公開）

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

（傍聴の許可）

第3条 委員会の傍聴を希望する者は、自治基本条例等検討委員会会長（以下「会長」という。）に対して、委員会開始時刻までに書面（別記様式1）により傍聴を申し込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、委員会の会場に入室することができない。

3 会長は、委員会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、政策企画課が所管する。

（傍聴者の会議資料の閲覧）

第4条 会長は、委員会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- （1） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- （2） ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- （3） 酒気を帯びていないこと。
- （4） 会議中にみだりに席を離れないこと。
- （5） 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- （6） 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- （7） 飲食及び喫煙をしないこと。

- ( 8 ) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- ( 9 ) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、委員会会場においては、会長及び委員会の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

(傍聴の拒否及び許可の取り消し)

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- ( 1 ) 傍聴券を携帯していない者。
- ( 2 ) 異様の扮装をなした者。
- ( 3 ) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- ( 1 ) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- ( 2 ) 会長が委員会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 委員会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成21年7月 日から施行する。

# 自治基本条例等検討委員会スケジュール（案）

第 1 回検討委員会  
7 月中旬

第 2・3・4 回検討委員会  
9 月から 11 月上旬

自治基本条例の概略について

自治基本条例とその他の条例等について

- 1 委嘱状伝達式
- 2 第 1 回検討委員会  
委員の紹介、  
会長・会長 代理選出  
諮問  
講演：自治基本条例について  
検討委員会の運営と今後の進  
め方について  
参加と協働のまちづくりを進  
めていくための条例等につい  
て

- 1 参加と協働に関わる板橋区の条例等につい  
て
- 2 自治基本条例の主な項目について  
前文・基本理念・基本原則  
参加と協働の仕組み  
住民・議会・長について  
行政運営
- 3 その他の条例や宣言・憲章について  
協働推進条例等  
区（市）協働宣言
- 4 自治基本条例及びその他の条例等の制定方  
法について
- 5 中間報告(案)について

第 5 回検討委員会  
11 月下旬から 12 月

第 6 回検討委員会  
1 月から 2 月上旬

中間報告

参加と協働のまちづくりをさ  
らに進めていくための条例等  
の必要性と方向性について

最終報告

中間報告の修正・付加  
等について検討し、作  
成

パブリックコメント  
（予定）

## 参加と協働のまちづくりを進めていくための条例等について

### 1. 検討の背景

- (1) 地方分権の進展
- (2) 参加と協働のまちづくり

### 2. 参加と協働のまちづくりを進めていくための様々な条例等

#### (1) 自治基本条例

自治基本条例とは

全国自治体に広がりを見せる条例制定の動き

自治基本条例の構成

#### (2) 市民参加推進条例

#### (3) その他の条例・宣言等

個別の制度を定める条例

自治体運営の基本事項を定める条例

協働を進めるための宣言・憲章

## 1. 検討の背景

### (1) 地方分権の進展

平成 12 年の地方分権改革により、国と地方自治体は対等・協力の関係にあると改められたことなどに伴い、住民に最も身近な「最初の政府」である基礎的地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則に基づき、自主的かつ自律的な自治体運営を確立していくことが求められるようになっていきます。

また、平成 12 年の都区制度改革の実現により、特別区は、地方自治法において基礎的地方公共団体として明確に位置付けられるなど、名実ともに住民に最も身近な自治体へと生まれ変わりました。

今後、少子高齢化が進行するとともに人口減少社会を迎える中で、新たな地域課題に的確に対応し、区民がいつまでも安心して住み続けられるよう、板橋区の自治を発展させていくためには、区民と議会・行政が一体となって、地方自治体を取り巻く如何なる環境変化があるろうとも揺らぐことのない自治の基本原則や自治体運営の具体的な仕組みを明確にしていく必要があると考えられます。

そして、これまで地方自治法等によって定められた一定の枠組みや決まりに基づいて地方自治は営まれてきましたが、これからは、より地域の実情や特性に即した自治が可能となるよう、板橋区としても自らの考え方やルールを確立していくことが求められています。

### (2) 参加と協働のまちづくり

平成 17 年 10 月に区議会の議決により定められた「板橋区基本構想」は、おおむね 20 年後を想定し、区の望ましい将来像とその実現に向けた目標を示すものであり、区の長期的指針になるとともに、区民と区との協働を一層進めていくための共通の目標となるものです。

その基本構想を支える基本理念の三つの考え方の一つに「まちづくりへの参画」があります。ここでは、基本構想の実現に向けて、区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体は、地域の問題の解決にあたって自ら積極的に関わり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進めていくことが謳われています。また、基本構想を実現するために区が策定した基本計画においても、区民と行政との協働関係の形成に向けて、区民参画の機会の拡充、開かれた区政の推進、協働によるまちづくりの推進と協働の仕組みづくりなどに取り組むことが求められています。

これまで、区は基本構想と基本計画を実現するための基本的な考え方である区民参加と協働を踏まえつつ、区民福祉の向上に向けて様々な施策を進めてきましたが、長年にわたって培われてきた区民の主体的な地域活動を持続的に発展させていくためにも、今後ともさらに積極的に参加と協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

## 2. 参加と協働のまちづくりを進めていくための様々な条例等

### (1) 自治基本条例

#### 自治基本条例とは

自治基本条例は、多くの自治体の制定を経ることにより様々な形態へと発展してきましたが、一般的には次の三つの要素から成り立つと考えられます。

まず、自治体を運営するための基本理念を定めています。基本理念は、自治体の考え方や実情を十分に踏まえて自治基本条例の明確な方向性を示すものであり、情報の公開と共有、住民参加の推進、公正と信頼の確保等が規定されています。

二つ目は、住民参加やパブリックコメント等の参加と協働の仕組み等で、それらの理念を具体化していくための制度になります。

三つ目は、制度を動かす原則をきちんと盛り込むことです。基本構想及び計画行政、情報の公開や提供、行政評価等の原則があげられます。

自治基本条例は、このように自治体運営を規定することから、自治体における最高規範と位置づけられます。最高規範とは、一般的には基本構想・基本計画、各種条例よりも上位に位置し、これらの各種条例等の考え方やルール等のガイドラインとなるものです。

#### 全国自治体に広がりを見せる条例制定の動き

自治基本条例の制定は、平成 13 年に北海道のニセコ町で制定された「まちづくり基本条例」に始まります。ニセコ町では、住民参加をまちづくりの基本原則とする行政運営を進めていましたが、このようなまちづくりの精神や考え方を条例化しルール化するために、まちづくり基本条例を全国に先駆けて制定しました。その後、ニセコ町の精神と取り組みは全国の地方自治体に波及し、現在では 100 以上の地方自治体で自治基本条例等が制定されており、23 区では 5 区が制定済みとなっています。

このように、全国の自治体で自治基本条例を制定する動きが広がりを見せている背景としては、既に述べましたように、平成 12 年における地方分権一括法の施行に始まる分権改革の潮流が大きく影響しているものと考えられます。

#### (主な区の動き)

杉並区：平成 15 年 4 月 1 日

文京区：平成 17 年 4 月 1 日

足立区：平成 17 年 4 月 1 日

中野区：平成 17 年 4 月 1 日

豊島区：平成 18 年 4 月 1 日

新宿区：検討会の設置

墨田区：検討会の設置

## 自治基本条例の構成

自治基本条例の内容項目は、自治体の考え方や実情によって様々ですので、条例の構成を一様に示すことは難しいため、基本的な類型を下記に示します。また、自治基本条例の内容項目で既に板橋区独自の個別の条例等が整備されているものについては、その名称を併記してあります。

主な自治基本条例の内容項目		板橋区の既存の条例等
前 文		
目 的	例:住民主権、人権の尊重、地域特性の尊重	
理 念	例:情報共有、住民参画、協働	
住民について		
議会について		
長（市長等）について		
参加と協働の仕組み		
	住民参加	区民参加推進規程第3条
	パブリックコメント	区民参加推進規程第6条
	審議会等の公開	区民参加推進規程第7条
	審議会等の委員の公募	区民参加推進規程第8条
	住民投票	
行政運営の基本原則		
	基本構想及び計画行政	基本構想
	情報の公開及び提供	情報公開条例
	説明責任	区民参加推進規程第3条
	個人情報の保護	個人情報保護条例
	行政手続	行政手続条例
	行政評価	行政評価規程
	財政・財務	

## (2) 市民参加推進条例

市民参加推進条例とは、市民参加の基本的な考え方を述べたもので、市民参加制度を整備し、市民と市が協働してまちづくりを進めるための基本的事項を定めた条例です。

例：浦安市市民参加推進条例、旭川市市民参加推進条例

市民参加推進条例の構成（いくつかの条例を参考に作成）

主な市民参加推進条例の内容項目	板橋区の既存の条例等
基本理念	
市の責務	区民参加推進規程第3条
市民の責務	
情報の公開	情報公開条例 区民参加推進規程第3条
説明責任	情報公開条例
市民参加の対象(政策等の形成、実施及び評価の過程等)	区民参加推進規程第4条
市民参加の方法（ワークショップ、アンケート形式等）	区民参加推進規程第3条
意見提出手続	区民参加推進規程第4条
審議会等の委員の選任（再任、兼任、男女の構成比率）	付属機関等の設置及び運営に関する要綱第4・5条
会議の公開	区民参加推進規程第7条

## (3) その他の条例・宣言等

個別の制度を定める条例

パブリックコメントや住民投票など個別条例を制定する動きもあります。

例：横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

自治体運営の基本事項を定める条例

行政基本条例は、行財政システムの整備・充実に向け、自治体運営の基本となる理念と原則を定めた条例です。

例：北海道行政基本条例

協働を進めるための宣言・憲章

市民と行政とのパートナーシップの実現に向けて、協働を進めることを謳った宣言を行っている自治体もあります。

例：津島市市民協働宣言